

空乗第 61 号
平成 15 年 6 月 20 日
一部改正国空航第 849 号
平成 24 年 3 月 30 日
一部改正国空航第 1517 号
令和元年 10 月 29 日

航空法施行規則別表第二の運用について

標記については、下記のように取り扱うものとする。

1. 飛行経歴の飛行時間

- (1) 別表第二に定める飛行経歴の飛行時間には、次の時間が含まれるものとする。ただし、「航空機の種類」や「構造上、一人の操縦者で操縦することができる航空機による機長以外の操縦者としての飛行時間」の取扱等を踏まえた具体的な飛行時間の算定については同別表第二に従うこと。
 - (ア) 機長飛行時間、単独飛行時間、同乗教育時間、副機長時間、副操縦士時間及び機長見習業務又は機長代行業務を行った時間
 - (イ) 防衛省において操縦練習を許可された者の有する操縦練習の時間
 - (ウ) 我が国と同等若しくはそれ以上の試験を行う外国政府の授与した操縦士の資格に係る技能証明書又は防衛大臣の交付した操縦士に係る技能証明書を有する者が、当該技能証明書に基づいて行った飛行時間
- (2) 他の種類の航空機による時間を別表第二に定める飛行経歴として充当する場合には、他のいずれか 1 種類の航空機の飛行時間によるものに限るものとする。
- (3) 他の種類の航空機による飛行経歴の充当は、時間についてのみ適用し、野外飛行の距離及び夜間の離着陸等の回数に係る経歴は当該種類の航空機（動力滑空機の場合における飛行を除く。）によるものとする。

2. 機長としての飛行時間

機長としての飛行時間（機長飛行時間）には、次の時間が含まれるものとする。なお、本項の規定は時間についてのみ適用し、離着陸回数については適用しない。

- (1) 機長としての業務を行った飛行時間。ただし、操縦席に着いている場合に限る。
- (2) 単独飛行時間
- (3) 法第 35 条及び法第 35 条の 2 による操縦練習等の監督を行った操縦教員又は監督者の飛行時間。ただし、同乗教育の場合に限る。
- (4) 法第 29 条第 2 項による技能証明の実地試験、法第 29 条第 4 項で定める航空大学校及び指定養成施設（テストコースを含む。）において行われる進捗審査及び技能審査、法第 29 条の 2 による技能証明の限定の変更の実地試験、法第 72 条による機長資格の認定の実地審査又は運航規程審査要領細則による機長に係る審査を受けた操縦士の飛行時間
- (5) (4) 項の実施のために操縦席において立ち会った操縦教員、有資格操縦士、試験官、審査官、査察操縦士、査察担当操縦士、技能審査員又は技能審査担当操縦士としての飛行時間
- (6) 技能証明を有する者が模擬計器飛行により、計器飛行等の練習を行った飛行時間（法第 35 条の 2 による計器飛行等の練習の監督者の支援を受けることなく、単独で操縦操作を実施した場合に限る。なお、計器飛行等の練習の監督者が当該練習の監督を行っ

た時間は、他の項に該当する場合を除き、その他の飛行時間とする。

- (7) 航空大学校及び指定養成施設（テストコースを含む。）の教育課程のうち、申請に基づき教育シラバスを審査し、自家用操縦士の課程に相当すると認められる部分を修了後、操縦練習生の判断で飛行することが可能と認められる部分について運航安全課長が指定した飛行時間。
 - (8) 法第 71 条の 3 第 1 項で定める特定操縦技能審査を受けた操縦士の飛行時間。
 - (9) 操縦席において立ち会った操縦技能審査員としての飛行時間
 - (10) 法第 71 条の 3 第 1 項で定められた操縦技能審査員の認定を受けるために試験を受けた操縦士の飛行時間及び当該試験飛行を操縦席において実施した者の飛行時間。
- 注) (6) 項の「技能証明を有する者が模擬計器飛行により、計器飛行等の練習を行った飛行時間」については、野外飛行において実施した場合も含む。
- 注) (8) (9) (10) 項については相当審査、相当認定期間中も同様とする。
- 注) 上記のうち、飛行時間の管理について、外国においても同等の定義の飛行が存在し、当該国ではこれが機長飛行時間として認められている場合がある。この場合については、当該国の規則にその飛行の定義、記録の方法等が明記されており、かつ、当該国当局の認定を受けた訓練機関等により実施されるなど、我が国と同等以上の基準及び手続きを有していると認められる場合には、機長飛行時間として算入できることがある。なお、算入可能なものは、運航安全課長が別に定めるものとする。

3. その他

- (1) 「機長の監督の下に行う機長見習業務としての飛行時間」は、航空運送事業者等の運航規程及び運航規程付属書等に基づき、副操縦士として機長の監督下で機長見習業務を行った時間とする。
- (2) 「機長以外の操縦者としての飛行時間」は、法第 65 条第 2 項でいう副操縦士としての飛行時間又は航空運送事業者に所属する者が運航規程に定められた副操縦士として乗務した飛行時間とする。
- (3) 次の飛行時間は、「機長以外の操縦者としての飛行時間」には該当しないものとし、飛行経歴としての飛行時間（同じ種類の航空機の場合に限る。）に該当時間を算入できるものとする。
 - (ア) 航空運送事業者の運航規程及び運航規程付属書に定められた適切な監督資格を有する機長の監督下で、機長としての操縦業務を代行した飛行時間（機長代行業務としての飛行時間という。）
 - (イ) 定期運送用操縦士の資格を有し機長資格を受けるために機長席において、機長業務を行った飛行時間（同乗教育時間として取り扱うこと。）
- (4) 計器飛行証明を申請する場合に必要な計器飛行等の練習を行った時間（模擬飛行時間を含む。）については、航空機の種類を問わない。

附則

本通達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和元年 10 月 29 日）

本通達は、令和元年 10 月 29 日から施行する。

「機長飛行時間等の指定要領について」（空乗第 2215 号 平成 7 年 11 月 15 日付）は廃止する。